

## 関係事業者等提出資料の概要

NTT東西の意見	関係事業者等の意見	
	意見の概要	提出意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>• NTTは2018（平成30）年度からIFRSを導入する検討に着手する予定。</li> <li>• 償却方法について、これに先だって定率法から定額法へ見直すことを検討中。</li> <li>• 自己資本利益率の上昇や、これに伴う乖離額調整の影響を見込んでも、光ファイバ接続料は低廉化するものと考えている。</li> </ul>	<p>減価償却方法の見直しは、実施が確約されたものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 減価償却方法の見直しやコスト削減の見通しについては、「IFRSの導入の検討に着手」、「定額法へ見直しを検討」、「コストを削減していく考え」等、何ら実施を確約する記載はない。（KDDI、DSL事業者協議会、ソフトバンクモバイル）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 減価償却方法の見直しと公正な競争の促進は論点が異なる議論である。</li> <li>• 区画の広さに依存しにくい接続料体系への見直しが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 光配線区画の見直し等の第二次答申後の取組は全く効果を上げていない。接続事業者が収容率向上を図ることが困難な状況に変化はなく、NTT東西と対等に競争できる環境は実現されていない。そのため、情通審答申を受け、接続政策委員会において接続料の算定方法の在り方を含めた議論が行われてきたものと理解。 競争阻害要因を解消し、「接続」による新規参入を容易にするためには、公正性・適正性の観点から、NTT東西の設定した光配線区画の広さ（区画内の世帯数の多寡）に依存しにくい接続料金 <u>体系</u> への見直しが必要。 （KDDI、DSL事業者協議会、ソフトバンクモバイル）</li> <li>• NTT東西の減価償却方法の見直しの提案と、今回の公正な競争を促進するという議論とは、論点の異なる話であるため、切り離して議論し、光配線区画の拡大を代替する競争政策として、接続料 <u>体系</u> の見直しについて早期に結論を得ることが必要。（KDDI）</li> <li>• NTT東西の提案する接続料原価のコスト把握の精緻化やコスト削減等については、本来、当然に実施すべきものであり、それを実施するから競争政策の見直しが不要との意見は、論点のすり替えである。（KDDI）</li> </ul>

NTT東西の意見	関係事業者等の意見	
	意見の概要	提出意見
減価償却方法の見直しは、後年度に負担を先送りするものに過ぎない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却は資産の償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分するものであり、定率法から定額法へ変更しても、償却期間内の償却価格が変わるものではなく、後年度に負担を先送りするものに過ぎない。 (KDDI、DSL事業者協議会、ソフトバンクモバイル)</li> <li>加入光ファイバの固定資産の約7割が償却済み（NTT東西、H25年度実績）である事実を踏まえると、償却期間の残存期間が定率法から定額法に変わっても、一時的な引き下げ効果しかなく、むしろ、後年度の負担は継続的に増加する。 (KDDI)</li> <li>減価償却は資産の償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分するものであり、定率法から定額法へ変更しても、耐用年数期間内の償却価格が変わるものではなく、後年度の負担を先送りするものに過ぎない。（ソネット）</li> </ul>	
償却方法の見直しに伴う不連続性に起因する競争への影響について、接続事業者と設備事業者間の公平性を確保すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却方法の定率法から定額法への変更については、国際会計基準の導入がきっかけであり、加入光ファイバ接続料を変動させるための措置として恣意性はないものと考えられるが、一時的に接続料を大幅に低減する効果が見通されていることから、結果として、エントリーメニュー等と同様に、接続料水準を時間軸上で恣意的に設定することと同義であると考えられる。 このため、償却方法の見直しに伴う不連続性に起因する競争への影響について、接続事業者と設備事業者間の公平性が損なわれないよう、引き続き、事業者間の公平性を確保すべき。（ケイ・オプティコム）</li> </ul>	

NTT東西の意見	関係事業者等の意見	
	意見の概要	提出意見
メタル検討会で見直された電柱・土木設備の配賦方法については、再度利用設備量に応じた基準に見直すべき。	実施後2年しか経過しておらず、見直しの議論を行う必要はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」で十分な議論が行われ、平成23年5月の報告書に基づき、平成24年度の接続会計から見直し後の配賦基準が適用された。実施後、2年しか経過しておらず、当時の結論に対して見直しが必要となるような大きな環境変化もない状況で、メタル回線と光回線の配賦について、今、見直しの議論を行う必要はない。(KDDI、DSL事業者協議会、ソフトバンクモバイル)</li> <li>メタル回線と光回線のコスト配賦基準が「契約者数比」である現状においては、光の中の費用配賦についても「契約者数比」に見直した方が、接続料負担の公平性が確保され、社会的経済的に一定の合理性がある負担方法となる。(KDDI)</li> </ul>
	「契約者数比」と「ケーブル長(設備量)比」の不整合が問題であるならば、配賦基準を見直し前の「ケーブル長比」へ戻すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>メタルー光間の配賦基準を見直した背景・趣旨を踏まえれば、加入光ファイバ接続料算定の在り方と直接関係のない論点であり、無理な主張を正当化するための口実に過ぎない。 仮に、算定の不整合が問題であるならば、設備事業者との公平性を確保するため、メタルー光間の配賦基準を「契約者数比」から見直し前の「ケーブル長(設備量)比」へ切り戻すべき。(ケイ・オプティコム)</li> </ul>
主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化を図り、見直しを行う考え。	接続料体系の見直しの議論とは別に、当然進めていくべきもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>分岐端末回線コスト把握の精緻化は、主端末回線の接続料金体系の見直し議論とは関係なく当然進めていくべきものである。(ソフトバンクモバイル)</li> <li>NTT東西の提案する接続料原価のコスト把握の精緻化やコスト削減等については、本来、当然に実施すべきものであり、それを実施するから競争政策の見直しが不要との意見は、論点のすり替えである。(KDDI)</li> <li>コスト把握の精緻化は論点の有無に拘らず、その効果や影響、完了時期等の見直しを示した上で実施すべき。(ソネット)</li> </ul>